

小監公告第7号
令和4年7月28日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 小 峰 儀 則

小山市監査委員 池 村 好 道

小山市監査委員 安 藤 良 子

記

1. 監査対象

市民生活部	間々田出張所	穂積出張所	桑出張所
保健福祉部	網戸保育所	出井保育所	
教育委員会	小山第一小学校	旭小学校	東城南小学校
	小山城北小学校	小山城東小学校	大谷南小学校
	網戸小学校	小山中学校	小山城南中学校
	間々田中学校	間々田公民館	穂積公民館
	桑公民館		

2. 監査期日

令和4年5月30日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた令和3年度の資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。